

市民のみなさんへ

大野城市では、人権・同和問題の解決に向けて、毎年7月の「同和問題啓発強調月間」にあわせ、人権・同和問題啓発冊子「みんなのしあわせのために」を発行しています。

この冊子は、わたしたち一人一人が人権尊重の精神をはぐくみ、身のまわりで起きている様々な差別や人権課題に「気づき・考え・行動できる」ようになることをめざして作成しています。

この冊子が、みなさんのご家庭や地域における人権の学びに役立ち、「豊かな人権文化にあふれたまち」をつくるきっかけとなることができれば幸いです。

大野城市では、令和5年12月にそれまでの条例を改正し、「大野城市人権を尊び部落差別をはじめあらゆる差別等の解消をめざすまちづくり条例」を制定しました。この条例改正は、近年、インターネット上の差別書き込みなど、部落差別をはじめとする様々な差別や人権侵害が多数発生し社会問題化していることを踏まえ、大野城市として、あらゆる差別や人権侵害を許さない姿勢と人権尊重社会を市民の皆様とともに実現する強い意思を示すことを目的としたものです。この条例に基づき、いっそう「人権侵害や差別・いじめのない、豊かな人権文化にあふれたまち」にしていくため取り組みを進めて参ります。



※第3次大野城市人権教育・啓発基本指針における分野別人権問題

もくじ

- P1 市民のみなさんへ
- P2 大野城市の取り組み
- P3～4
 - 知らず知らずのうちに相手を傷つけていませんか？～今知りたい！マイクロアグレッションって何？～
- P5～6
 - マイクロアグレッションは差別につながっている
 - マイクロアグレッションを防ぐために私たちにできること
- P7
 - 人権問題相談窓口

大野城市人権を尊び部落差別をはじめあらゆる差別等の解消をめざすまちづくり条例 第1条

この条例は、日本国憲法、世界人権宣言及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)をはじめとする差別等の解消を目的とした法令等の理念にのっとり、市民一人一人が人権を尊び、部落差別をはじめ、障がい、性別、性自認、性的指向、人種、国籍、民族、年齢等を理由とする差別及びいじめ、虐待、ハラスメント等の人権侵害を解消するとともに、心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

大野城市の取り組み

市民のみなさんに「人権」について理解していただくために、次のような取り組みを行っています。

内 容	
学 校	身のまわりの人権問題や、人権の大切さについて、子どもたちが正しく理解できるような学習を進めています。 (例)「社会科基底カリキュラム」を活用した教育実践の推進、授業での「人権作文」「人権ポスター」の制作、デートDV防止研修、人権教室や人権の花運動など
家 庭	家庭で人権問題について話し合い、人権の大切さについて考えてもらえるような啓発資料を配布しています。 (例)人権・同和问题啓発冊子「みんなのしあわせのために」、男女共同参画啓発冊子、「あなたらしく、わたしらしく」、広報「大野城」など
地 域	地域の中で人権問題について考えてもらうきっかけとなるよう、講演会の開催や、人権啓発講座の動画配信などを行っています。 (例)コミュニティ別人権・同和问题研修会、人権をまなぶ講座、人権週間講演会など
市役所・市の施設	市民のみなさんに人権問題に関する情報を伝えるために、様々な啓発活動や情報提供を行っています。 (例)街頭啓発、市ホームページでの情報提供、視聴覚教材の貸出 など



「同和问题啓発強調月間／街頭啓発」
(毎年7月)市内各地で実施



「コミュニティ別人権・同和问题研修会」
(毎年7月)各コミュニティセンターで開催



「人権週間講演会」
(毎年12月)講演会等を開催



「人権カレンダーを作ろう！&人権パネル展」
(毎年11月)まどかフェスティバルで実施



「人権をまなぶ講座」(毎年12月～2月)オンラインによる動画配信

【小学校】
人権教室・人権の花運動
(毎年1校ずつ)

【中学校】
デートDV防止研修
(全5校 2年生・教職員)

人権・同和问题啓発のための視聴覚教材(DVD・ビデオ等)の貸出を市内事業所向けに無料で行っています。大野城市視聴覚ライブラリー(大野城まどかぴあ総合案内 TEL 092-586-4000)